

スタンプ(ブルー)

1 製品及び会社情報

製品名 : スタンプ(ST01Z, ST03B, ST0680AJP, ST23Z)
会社名 : 村田機械株式会社
住所 : 〒612-8686 京都市伏見区竹田向代町136
担当部門 : 情報機器事業部 品質保証グループ
電話番号 : 075-672-8279
FAX番号 : 075-682-3676

2 危険有害性の要約

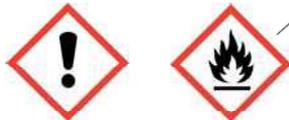
【GHS分類】

(分類判定には欧州C&L Inventory (Tables 3.1 of Annex VI to the CLP Regulation) 情報を基本として採用)

物理化学的危険性 引火性液体 : 区分3
健康有害性 眼刺激性 : 区分2A
環境有害性 水生環境有害性(急性) : 分類できない
水生環境有害性(長期間) : 分類できない
オゾン層への有害性 : 分類できない

【GHSラベル要素】

絵表示又はシンボル



備考:

この製品は、国際連合による危険物輸送に関する勧告では引火性液体とはならない。

9 物理的及び化学的性質 及び 14 輸送上の注意参照。

注意喚起語 : 警告
危険有害性情報 : 引火性液体及び蒸気
強い眼刺激
注意書き : 【安全対策】
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
保護眼鏡を着用すること。
【応急措置】
皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
皮膚を流水で洗うこと。
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合: 医師の診断、手当てを受けること。
火災の場合: 消火するために粉末消火器、泡消火器、炭酸ガス消火器を使用すること。
【保管】
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
【廃棄】
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。
国・地域情報 : 国内法は「15.適用法令」の項を参照のこと。

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分 : 混合物

一般名 : 筆記用インキ

組成及び成分情報

成分名又は一般名	濃度(%)	CAS No.	危険有害性の種類	ハザードコード	官報公示整理番号	
					化審法	安衛法
エタノール	1 ~ 10	64-17-5	引火性液体 2	H225	2-202	2-202
植物油誘導体	50 ~ 60	非公開	区分なし	なし	既存	既存
グリコール類	5 ~ 15	非公開	区分なし	なし	既存	既存
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	5 ~ 15	112-34-5	眼刺激性 2A	H319	2-422	2-8-99
合成樹脂	1 ~ 10	非公開	区分なし	なし	既存	既存
染料 ※	5 ~ 15	非公開	区分なし	なし	既存	既存
染料	1 ~ 10	非公開	区分なし	なし	既存	既存
合計	100					

エタノール : 表示対象物(安衛法第57条)及び通知対象物(安衛法第57条の2)
(政令番号61) エタノール

ジエチレングリコールモノブチルエーテル : 表示対象物(安衛法第57条)及び通知対象物(安衛法第57条の2)
(政令番号224の3)ジエチレングリコールモノブチルエーテル

染料 ※ : 表示対象物(安衛法第57条)及び通知対象物(安衛法第57条の2)
(政令番号379) 銅及びその化合物
※銅及びその化合物 : 金属銅として、0.4%含有

4 応急措置

- 吸入した場合** : 新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合** : 汚染された衣類を取り除くこと。
付着物を布等で素早く拭き取り、手洗い用石鹸等を使用して十分に洗い落とすこと。
皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めること。
- 眼に入った場合** : 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
出来るだけ速く医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合** : 速やかに口をすすぎ、医師の診断を受けること。
- 応急措置をする者の保護** : 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別な注意事項** : 現在のところ有用な情報なし。

5 火災時の措置

- 消火剤** : 粉末消火器、泡消火器、炭酸ガス消火器。
- 使ってはならない消火剤** : 強力な棒状注水は火災を拡大させる可能性がある。
- 特有の危険有害性** : 火災によっては、刺激性、又は毒性のガスを発生させるおそれがある。
- 特有の消火方法** : 消火作業は風上から行なう。
- 消火を行う者の保護** : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** : 必要に応じた換気を確保する。
- 環境に対する注意事項** : 土壌に浸透させてはならない。下水、河川、排水溝等に流してはならない。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
屋内の取り扱い場所には排気装置を設置する。

安全取扱い注意事項 : 換気のよい場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。
火気を避ける。過熱したり、摩擦、衝撃を与えない。
皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬように保護具を着用する。
密閉された場所での作業では、十分な局所換気装置を付け、
適切な保護具を着けて作業すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

接触回避 : 情報なし。

適切な衛生対策 : 情報なし。

保管

安全な保管条件 : 火気、熱源から離して保管すること。-禁煙。
直射日光を避け、冷所、換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉して保管すること。
子供の手の届かないところに保管する。

接触禁止物質 : 高温物、強酸化剤。

容器包装材料 : 密閉できるガラス又はポリプロピレン容器。

8 ばく露防止及び保護措置

許容濃度 : 日本産業衛生学会(2015年版) 設定されていない。
ACGIH(2015年版) TLV-TWA 10 ppm (ジエチレングリコールモノブチルエーテルとして)
TLV-STEL 1,000 ppm (エタノールとして)

設備対策 : 蒸気ミストが発生する場所には、局所排気装置などの排気のための装置を設置する。

保護具 : 呼吸器の保護具 当社指定機器で通常取り扱う場合は特になし。
手の保護具 当社指定機器で通常取り扱う場合は特になし。
眼の保護具 当社指定機器で通常取り扱う場合は特になし。
皮膚及び身体の保護具 当社指定機器で通常取り扱う場合は特になし。

衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

9 物理的及び化学的性質

外観 : 藍色液体

臭い : ほとんどなし。

pH : データーなし。

沸点 : エタノールとして 78 ℃
ジエチレングリコールモノブチルエーテルとして 225 ℃

引火点 : 38.5℃ (密閉式) 燃焼継続性なし; 14 輸送上の注意参照

爆発範囲 : データーなし。

蒸気圧 : エタノールとして 58.78hPa @20℃ (分子量 46.07)
ジエチレングリコールモノブチルエーテルとして 0.03hPa @20℃ (分子量 162.23)

比重(密度) : 1.0 g/cm³ (25℃)

溶解度 : 水に不溶。アルコール可溶。

自然発火温度 : データーなし。

10 安定性及び反応性

- 反応性 : 通常の取扱い条件下では反応しない。
化学的安定性 : 通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性 : 通常 of 取扱い条件下では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件 : 高温、混触危険物質との接触。
混触危険物質 : 強酸化剤、強アルカリ。
危険有害な分解生成物 : 燃焼によりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11 有害性情報

- 急性毒性 : [エタノール]
LD50(経口) ラット >5,000 mg/kg
LC50(吸入) ラット >20 mg/L/4h
[グリコール類]
LD50(経口) ラット >5,000 mg/kg
LD50(経皮) ウサギ >5,000 mg/kg
[ジエチレングリコールモノブチルエーテル]
LD50(経口) ラット >2,000 - <5,000 mg/kg
LD50(経皮) ウサギ >2,000 - <5,000 mg/kg
- 眼刺激性 : 強い眼刺激(区分2A)
- 発がん性について : 本製品で使用するすべての材料は、国際がん研究機関(IARC)、EU(欧州化学品庁)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)、NTP(米国国家毒性プログラム)、日本産業衛生学会において人への発がん性を疑う分類にリストアップされていない。

12 環境影響情報

- 生態毒性 : 知見なし。
残留性・分解性 : 知見なし。
生体蓄積性 : 知見なし。
土壤中の移動性 : 知見なし。
オゾン層への有害性 : モントリオール議定書の附属書に列記された物質を含まない。

13 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に処理を委託する。
焼却する場合は、排ガス洗浄装置を備えた焼却炉の火室で焼却する。
この物質が河川、湖沼、海域、下水等に排出されないよう十分に注意する。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。
これを含む排水は活性汚泥等の処理により清浄にしてからでないと排出してはならない。
都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に処理を委託する。

14 輸送上の注意

- 国際規制 : IMO、ICAO/IATA、ADR/RIDの規定に従う。
- 国連番号 : 非該当
- 品名(国連輸送名) : 非該当
- 国連分類 : 非該当
- 容器等級 : 非該当
- EmS number : 非該当
- 国内規制 : 陸上輸送 消防法、道路運送車両法に該当の場合は法に従う。
海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送 航空法に定められている運送方法に従う。
- 安全対策 : 輸送容器は、直射日光を避け、落下、転倒もしくは破損しないように積載すること。
容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
運搬中に、危険物が著しく漏れる等、災害が発生する恐れがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関連機関に通報すること。

引火点が35℃を超える液体であって、燃焼継続性試験(試験及び判定基準マニュアル、第三部、32.5.2節参照)により燃焼継続性の無いものは引火性液体とみなす必要はない。国際連合による危険物輸送に関する勧告-第17改訂版(ST/SG/AC.10/1/Rev.17)第2.3章クラス3-引火性液体(2.3.1.2及び2.3.1.3)、IATA 航空危険物規則書 3.3.1.3章及びIMDG Code 2.3.1.3章を参照。

15 適用法令

- 消防法 : 危険物 第4類 第2石油類(非水溶性液体、危険等級Ⅲ)
- 労働安全衛生法 : 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
表示対象物(法第57条第1項、施行令第18条・別表第9)
及び通知対象物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2・別表第9)
(政令番号61) エタノール
(政令番号224の3)ジエチレングリコールモノブチルエーテル
(政令番号379) 銅及びその化合物
特定化学物質障害予防規則(別表第3)に該当しない。
有機溶剤中毒予防規則(施行令別表第6の2)に該当しない。
- 化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない。
- 毒物劇物取締法 : 該当しない。
- 船舶安全法 : 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
- 航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
- 外国為替及び外国貿易管理法 : 輸出貿易管理令別表第一の1~15項、別表第二に該当しない。
輸出貿易管理令別表第一の16項に該当するので、輸出の際に許可申請要件に該当する場合は輸出許可が必要である。

16 その他の情報**参考資料**

JIS Z 7253:2012
JIS Z 7252:2014 及び 事業者向けGHS分類ガイダンス(経済産業省)
GHS, (5th ed., 2013), UN
(EC)No1272/2008 ANNEX VI Table 3-1
TLVs and BEIs, ACGIH (2015)
日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告(2015年度)
GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針(日化協)
材料メーカー情報(SDS等)

安全データシート(SDS)の情報内容はインキが対象となります。
危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。
なお、記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。